



ビタミンC主薬製剤 薬用 ホワイトC [第3類医薬品] 内容量 80カプセル(約20日分)

飲み方

1日2回、2カプセルずつ
朝、夕服用してください。

■効能・効果/次の諸症状の緩和:シミ、そばかす、日焼け、かぶれによる色素沈着・次の場合の出血予防:歯ぐきからの出血、鼻血ただし、これらの症状について1ヶ月ほど使用しても改善が見られない場合は、医師、薬剤師又は歯科医師に相談すること■次の場合のビタミンCの補給:肉体疲労時、妊娠・授乳期、病中病後の体力低下時、老年期■用法・用量/次の量を食後服用してください。1日2回、15歳以上1回2カプセル、7歳以上15歳未満1回1カプセル、7歳未満は服用しないでください。
※ホワイトCは第3類医薬品です。用法・用量を守って正しくお使いください。

医薬品販売にあたっての表示義務の記載

管理及び運営に関する事項について(許可の内容等)

■許可の区分/店舗販売業 ■開設許可証記載事項/【開設者名】株式会社メビウス製薬【店舗名】株式会社メビウス製薬【店舗所在地】東京都港区六本木3-2-1 住友不動産六本木グランドタワー43階【許可番号】29港み生薬 第74【許可期間】平成30年1月10日から令和6年1月9日まで ■所管自治体名/東京都港区みどり保健所 ■管理者名/山本のりこ ■勤務する薬剤師及び担当業務/【薬剤師名】増田愛香【担当業務】販売管理業務 相談業務【取扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分】第2類医薬品及び第3類医薬品 ■店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明/薬剤師:白衣、名札(氏名、薬剤師)を着用 ■営業時間/9:00~13:00 14:00~18:00(土日祝日・年末年始除く月曜から金曜) ■営業時間外でのご相談はお受けしておりません。 ■営業時間外の医薬品購入申込時間/インターネット、FAXにて24時間受付

医薬品のリスク区分の表示

医薬品パッケージ(外箱、外包)および添付文書にリスク区分を表示しています。

要指導医薬品	第1類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
--------	--------	--------	--------

指定第2類医薬品は、指定第②類医薬品、または指定第2類医薬品

医薬品のリスク区分の情報提供についての解説

区分	対応する専門家	情報提供	相談があつた場合の対応
要指導医薬品	薬剤師	対面文書での情報提供(義務)	
第1類医薬品		文書での情報提供(義務)	
第2類医薬品	薬剤師または登録販売者	努力義務	義務
第3類医薬品		法律上の規定無し	

指定第2類医薬品の陳列等に関する解説

情報提供を行うための設備から7メートル以内の範囲に陳列します。

要指導医薬品・一般用医薬品の陳列の解説

要指導医薬品・第1類医薬品をお客様の手の届かない場所へ陳列します。また、第2類医薬品・第3類医薬品については、それらが混同しないように陳列します。

要指導医薬品、指定第2類医薬品の陳列等に関する解説

取扱いなし

副作用被害救済制度について

医薬品を適正に使用したにも関わらず入院治療が必要な程度の健康被害が生じた場合の救済を目的とした公的制度です。

【副作用被害救済制度相談窓口】0120-149-931

【HP】http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html

個人情報の取り扱いについて

知りえた情報は個人情報保護法で定められた管理方法に則り適切な取り扱いを行います。

現在勤務している薬剤師

山本のりこ



開店時間及び特定販売を行う時間

9:00~13:00 14:00~18:00
(土・日・祝日、年末年始を除く月曜から金曜)

特定販売を行う一般用医薬品の使用期限

メビウス製薬では、使用期限まで半年以上ある医薬品を販売しています。

※2014年6月12日より施行された医薬品医療機器等法(旧薬事法)に従い、記載内容の変更を行なっています。

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

医薬品は、医師による処方箋が必要な「医療用医薬品」のほか「要指導医薬品」「一般用医薬品」に区別されます。

要指導医薬品	製造販売の承認を受けてから一定期間を経過していない医薬品及び毒薬、劇薬
第1類医薬品	一般用医薬品としての使用経験が少ないものや、副作用、相互作用などの項目で安全性上、特に注意を要するもの。
第2類医薬品	副作用、相互作用などの項目で安全性上、注意を要するもの。またこの中で、特に注意を要するものを「指定第2類医薬品」。 ※「してはいけないこと」の確認をおこない、使用について、薬剤師や登録販売者へご相談ください。
第3類医薬品	副作用、相互作用などの項目で安全性上、安全上の注意が比較的低いもの。